

## 学校生活のきまり 足立区立第六中学校

### 1. 登下校

- (1) 登校時間は7:40～8:20とする。但し、5分前行動を心がけ、8:15までには自席に座り、読書や自習を始めること。
- (2) カバンは学校指定の3wayカバンを「第一カバン」、手提げカバンを「第二カバン」とし、通学時は第一カバンを使用し、体育着など荷物が多いときは第二カバンを補助として使用する。
- (3) 前日までの授業準備を心がけ、忘れ物をしないようにする。忘れてしまったときは担任の許可を得て保護者に連絡をし、届けてもらう。
- (4) 徒歩通学を原則とする。遠方からの通学では許可を得た公共交通機関を利用する。
- (5) 欠席・遅刻をするときは、保護者が電話連絡をする。諸事情で早退するときや体育の見学などは生徒手帳の所定の欄に保護者が記入・捺印し提出する。

### 2. 服装

- (1) 登下校時は標準服を着用する。標準服は学校指定の服装であり、冬と夏で分ける。

#### 冬服（10月～5月頃）

- ・登下校や朝礼・全校集会ではブレザーを着用する。
- ・Yシャツの第一ボタンを締め、学年色のネクタイ・リボンを着用する。Yシャツの上には学校指定のベストかセーターを必ず着用する。

#### 夏服（6月～9月頃）

- ・Yシャツに学校指定のベストを着用して生活する。ただし、天候や気温に応じてベストを脱いで生活してもよい。
- ・ネクタイ・リボンは着用しない。

- (2) 衛生面を考え、男女とも白の下着を着用した上に白無地のワイシャツを着用する。
- (3) 靴下は、白無地のものとし、くるぶし・アキレス腱が隠れる長さのものを着用する。
- (4) 男子は黒無地のベルトを着用する。
- (5) 女子のスカートは膝頭が隠れる長さとする。
- (6) 厳寒期（11月～3月）の登下校時にはコート・手袋・マフラー・ネックウォーマーの着用を許可する。コートは「ピーコート」「ダッフルコート」「スクールコート」とし、色は「紺」「黒」「グレー」単色とする。手袋等は標準服に着用することを考慮し、華美でないものとする。
- (7) 厳寒期、女子は黒無地のタイツの着用を認める。
- (8) 登下校に使用する靴はひも靴のスポーツシューズとする。ベースの色は「白」「黒」「紺」とし、靴ひもはベース色と同じ色とする。靴全体で使われている色はベース色を含めて二色を基本とする。
- (9) 上履きは学年色で指定のものを使用し、体育館履きと兼ねる。

### 3. 頭 髪

中学校は、社会で通用する感覚形成を目標としており、頭髪についての規定を以下のよう  
に定める。

#### <男子の頭髪>

- ・前髪は眉が見えること、横は耳に掛からないこと、襟足はYシャツの襟に掛からない。
- ・整髪料の使用やパーマ、頭髪の色を加工することはしない。

#### <女子の頭髪>

- ・前髪は目にかからない長さとする。肩に毛先がかかったら1つまたは2つに結ぶ。
- ・髪を結ぶときはヘアゴムを使用する。色は「黒」「紺」「茶」とする。
- ・整髪料の使用やパーマ、頭髪の色を加工することはしない。

### 4. 持ち物

- (1) すべての持ち物には油性ペンで丁寧に記名をすること。
- (2) 学習に必要なものや現金は持参しない。
- (3) 腕時計の着用を許可する。
- (4) 通年の水筒の持参（無糖のお茶、水、スポーツドリンクのみ）を許可する。

### 5. 放課後

- (1)放課後の活動は、学校で定められた規則と活動時間を守って行う。
- (2)下校時間は16:00（5時間授業時は15:00）とし、部活動などの場合は18:00を活動終了とする。